



青山霊園

明治7年に開園した南青山のビル街にある緑豊かな霊園です。墓参者の他、歴史の勉強や散策に訪れる人も多くいます。霊園内には桜並木がある他、園内のいたるところに桜が植えられています。皆さんも桜観賞に訪れてみてはいかがでしょうか。※青山霊園では敷物を敷いての花見等は禁止されています。散歩等での花見をお楽しみください。
(この写真は、平成28年4月4日に撮影したものです。)

撮影場所 青山霊園(南青山2-32-2 赤坂地区)

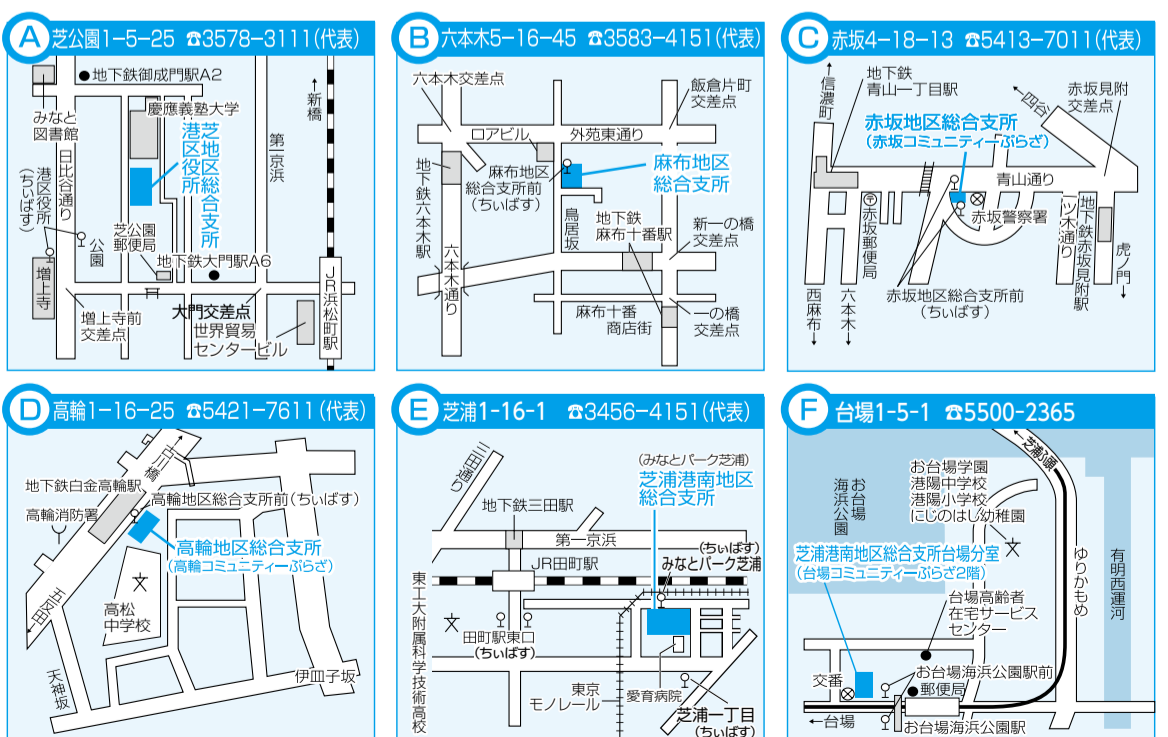
区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前7時～午後11時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<http://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

総合支所の組織と主な取り扱い業務

組織		主な業務	
総合支所	副総合支所長	総合支所長の補佐(管理課長を兼務)	
	管理課	管理係	総合支所の管理運営、情報公開、区民の意見・要望の受け付け、後援名義等使用承認、り災証明の発行等
		施設運営担当	所管区域の区立保育園・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザ・放課GO→クラブ等の施設の管理運営・施設計画
		飯倉学童クラブ等事業担当(麻布地区総合支所のみ)	飯倉学童クラブ等の事業運営等
		みなとパーク芝浦管理担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	みなとパーク芝浦の施設管理等
	協働推進課	協働推進係	《地域振興》 町会・自治会活動の支援、老人クラブの支援、青少年対策地区委員会活動の支援、商店街活動の支援 《防災・生活安全》 防災住民組織の支援、地域防災訓練の実施、消防団の支援、防犯パトロールの推進、住まいの防犯対策に関する助成、家具転倒防止器具助成の申請受け付け等 《環境・清掃》 環境美化活動の支援、リサイクル活動の支援、ごみ処理券の販売、防鳥ネットの配布、環境・公害(騒音等)の相談、カラス対策の相談等 《その他》 地域猫の去勢・不妊手術費用助成、区民向け住宅入居案内、災害見舞金(小規模)、区民交通傷害保険、地域葬儀支援(高輪地区総合支所のみ)等
		地区政策担当	地域の計画づくり、地域情報誌(紙)発行、区民・NPO等との協働、区政への区民参画の推進、地域文化の推進、地域の国際化に関わる施策の推進等
		まちづくり推進担当	地域事業の推進、街づくりの相談、交通対策の相談、緑化の普及・助成、保護樹木等に関する事、町会等への道路・公園の占用許可、放置自転車対策、空き地管理の適正化等
		土木係	道路・橋りょう・公園・公衆便所・街路樹・街路灯等の維持管理、私道整備の助成および工事、私道防犯灯の設置助成等
		台場担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	台場地域における協働推進課の事業の連絡調整、台場地域における区民からの意見・要望・相談の受け付け
	ベイエリア活性化推進担当(芝浦港南地区総合支所のみ)	地域の運河や海辺に関する施策の推進等	
	まちづくり担当課長	地域事業の推進、地域の街づくりの推進	
	区民課	窓口サービス係	《住民登録・証明発行・就学》 転入・転出・区内転居の届け出、住民票の写しの交付(※1)、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付(※1)、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付、転入学通知に関する事務、公的個人認証等 《特別永住者》 特別永住者証明書に関する相談・手続き(特別永住許可申請の手続きは芝地区総合支所のみ) 《戸籍に関する届け出・証明発行》 戸籍の証明(謄本・抄本(※1)、受理証明(※2))発行、出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届(※2)、埋火葬許可(※2)等 《区税・国民健康保険・国民年金・介護保険》 住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、納課税証明書発行(※1)、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入脱退・各種給付等に関する申請・届け出、国民年金に関する届け出、国保・介護保険被保険者証の再発行等および相談(芝地区総合支所では※1以外は相談担当で取り扱い) 《高齢者や障害のある人》 後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区総合支所では相談担当で取り扱い) 《区民保養施設》 区民保養所利用手帳の再交付 《その他》 区民葬儀券の交付(※2) ※1 芝地区総合支所では証明交付担当で取り扱い ※2 芝地区総合支所では戸籍係で取り扱い
			《高齢者》 紙おむつ給付、緊急通報システム、配食サービス、介護保険の要介護(要支援)認定の申請受け付け、虐待防止、成年後見制度の相談、養護老人ホーム入所等の相談・申請受け付け、障害者控除対象者認定、救急医療情報キットの申請受け付け・配布等 《子育て》 子どものための教育・保育給付支給認定の申請受け付け、保育園の入所相談・申し込み受け付け、保育園在園者の各種届け出受け付け、一時保育等の相談、各種助成等申請受け付け(子ども医療費助成・出産費用助成・児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成)、ひとり親家庭等医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成(日帰り施設)利用券の交付等 《障害のある人》 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・各種障害者手当・各種障害者福祉サービス・特殊疾病(難病)医療費助成等の相談・申請受け付け、自立支援医療(育成・更正・精神) 《保健衛生》 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費用助成の申請受け付け、小児慢性疾患医療費助成・養育医療の申請受け付け、飼育犬の登録等、一般健康相談、母子および乳幼児の健康相談、精神保健相談 《その他》 民生委員・児童委員活動への支援
			生活福祉係
窓口調整係(芝地区総合支所のみ)			住居表示に関する申請(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
個人番号カード交付推進担当(芝地区総合支所のみ)			マイナンバーカードの交付に関する総合調整
相談担当(芝地区総合支所のみ)			住民税・軽自動車税・国保保険料・介護保険料の納付、区民税の申告、オートバイ(125cc以下)の登録・廃車、自動車臨時運行許可、国保加入脱退・各種給付等に関する申請・届け出、国民年金に関する届け出、国保・介護保険被保険者証の再発行等および相談、後期高齢者医療制度・心身障害者医療費助成に関する手続き・相談等(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
証明交付担当(芝地区総合支所のみ)			住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍の証明(謄本・抄本)、納課税証明書発行(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し・戸籍の証明の郵送請求
戸籍係(芝地区総合支所のみ)			出生・死亡・婚姻等の戸籍諸届、戸籍届け出による証明(受理証明)発行、埋火葬許可等、区民葬儀券の交付(芝地区以外の総合支所では窓口サービス係で取り扱い)
生活福祉担当課長(芝地区総合支所のみ)			生活の相談(生活にお困りのときの相談)、生活保護の実施と自立支援、路上生活者に対する援護・自立支援事業



☎電話番のかけ間違いにご注意ください。

港区役所本庁舎・芝地区総合支所の大規模改修工事を行っています

●11階食堂が4月3日(月)からリニューアルオープンします。
 一部利用中止しているもの ●1階南側ロビー:一部閉鎖しています(平成29年6月再開予定)。
 トイレ、エレベーターは順次改修・取り替えを行うため、一部利用できなくなる期間があります。
 詳しい工事内容、期間は港区ホームページと本庁舎内に掲示します。

問い合わせ
 契約管財課庁舎改修工事担当
 ☎3578-2275

4月1日から 区の組織の一部を 改正しました

区民サービスの向上と、事業運営や執行体制の効率化をめざし、組織の一部を改正しました。主な改正点をお知らせします。
※ **図**は改正後の組織図で、**■**は新設・変更部分を表します。

平成29年度港区組織図(平成29年4月1日現在)

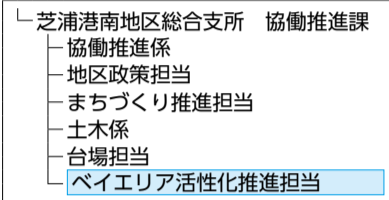
※課以上を表記しています

区議会	事務局	次長
副区長 区長	芝地区総合支所	2面のとおり
	麻布地区総合支所	
	赤坂地区総合支所	
	高輪地区総合支所	
	芝浦港南地区総合支所	
	産業・地域振興支援部	地域振興課
		国際化・文化芸術担当課長
		産業振興課
		観光政策担当課長
	保健福祉支援部	保健福祉課
		福祉施設整備担当課長
		高齢者支援課
		介護保険課
		障害者福祉課
		生活福祉調整課
	福祉施設整備担当部長	国保年金課
	みなと保健所	生活衛生課
		保健予防課
		健康推進課
	子ども家庭支援部	子ども家庭課
保育・児童施設設計担当課長		
児童相談所設置準備担当課長		
保育課		
子ども家庭支援センター		
街づくり支援部	都市計画課	
	住宅課	
	建築課	
	土木施設管理課	
	開発指導課	
	再開発担当課長	
	品川駅周辺街づくり担当課長	
	土木課	
	土木計画担当課長	
	地域交通課	
街づくり事業担当部長	環境課	
環境リサイクル支援部	地球温暖化対策担当課長	
	みなとリサイクル清掃事務所	
	企画課	
企画経営部	区役所改革担当課長	
	全国連携推進担当課長	
	オリンピック・パラリンピック推進担当課長	
	用地・施設活用担当課長	
	区長室	
用地・施設活用担当部長	財政課	
	施設課	
	防災危機管理室	
総務部	防災課	
	危機管理・生活安全担当課長	
	総務課	
	人権・男女平等参画担当課長	
	情報政策課	
	人事課	
働きやすい職場づくり推進担当部長	人材育成推進担当課長	
	契約管財課	
	会計管理者	会計室
教育委員会 教育長	庶務課	事務局(次長)
	教育政策担当課長	
	学務課	
	学校施設整備担当課長	
選挙管理委員会	生涯学習推進課	事務局
	図書・文化財課	
	指導室	
監査委員	事務局	副参事(監査担当)

総合支所

芝浦港南地区総合支所協働推進課「泳げる海お台場」をはじめとした環境整備等の新たな取り組みを強力に進めるため、地域の運河や海辺等ベイエリアに関する国や東京都、その他の関係団体との連携を強化し、ベイエリアの水辺環境の改善を推進するとともに、多角的な視点で地区の運河や海辺における現状や課題等を見だし、防災船着場や観光舟運等、各課で実施する水辺に関する取り組みを円滑に推進するため、ベイエリア活性化推進担当を設置します。

図1



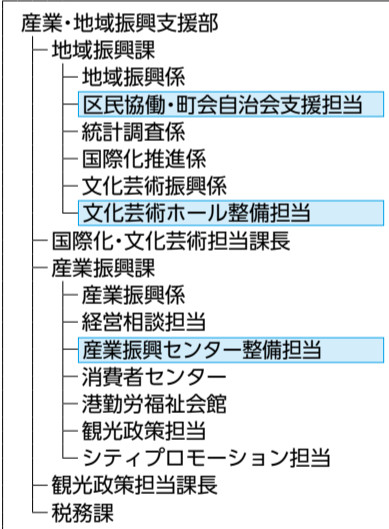
産業・地域振興支援部

地域振興課、産業振興課

町会・自治会への加入促進をはじめとした、地域コミュニティ組織への支援を強化し、各総合支所における区民協働の取り組みへの支援をより一層充実していくため、区民協働担当の業務を拡大し、新たに区民協働・町会自治会支援担当として設置します。

また、(仮称)文化芸術ホールおよび(仮称)産業振興センターの整備を円滑に進めるため、文化芸術ホール整備担当および産業振興センター整備担当を設置します。

図2



保健福祉支援部

福祉施設整備担当部長、福祉施設整備担当課長、保健福祉課

地域包括ケアシステムの平成30年度に向けた全区展開の仕組みが整ったことから、業務を安定的かつ総合的に推進するため、地域包括ケア担当を地域包括ケア推進係に再編し体制を強化します。

これに伴い、地域包括ケア・福祉施設整備担当部長および地域包括ケア・福祉施設整備担当課長の名称を福祉施設整備担当部長および福祉施設整備担当課長に変更します。

高齢者支援課

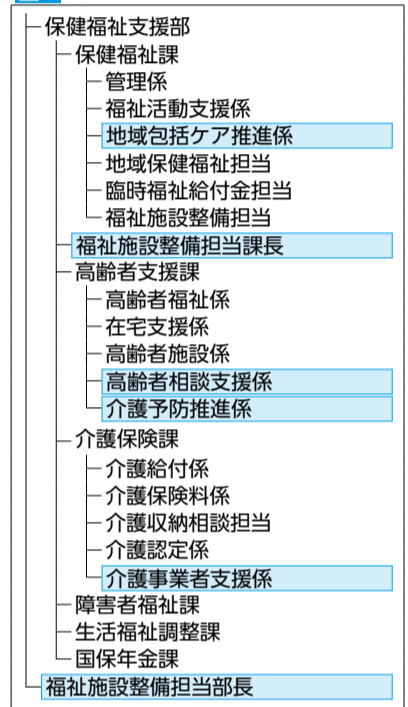
平成28年4月から開始した新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)のサービス内容の充実や介護保険法の改正に伴う認知症初期集中支援事業の実施、高齢者虐待対応や高齢者相談センタ

一の機能強化等、認知症施策および高齢者虐待対応等に関する業務と、総合事業に関する業務を明確に役割分担し、効果的に取り組むため、現行の介護予防係および総合事業推進担当の業務を再編し、高齢者相談支援係および介護予防推進係として体制を強化します。

介護保険課

不足している介護従事者の人材確保、介護保険制度の改正等に伴って拡充される介護事業所の指導監査および指定等に関する業務を一体的かつ効率的に推進し、一層の介護サービスの質の向上および保険給付の適正化を図るとともに、指揮命令系統の明確化を図るため、介護事業者支援担当を介護事業者支援係に再編し体制を強化します。

図3



子ども家庭支援部

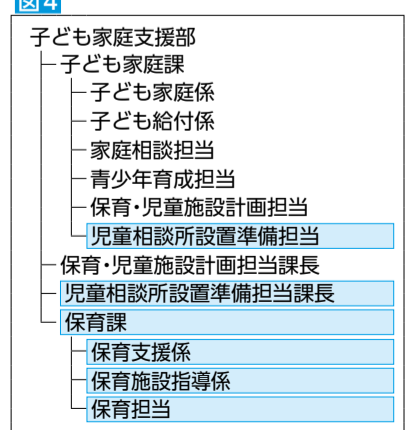
児童相談所設置準備担当課長

児童福祉法の改正により、特別区が児童相談所を設置できる自治体となったことを受け、(仮称)港区子ども家庭総合支援センター(児童相談所併設)の平成33年度設置に向け、関係機関との調整や施設整備等の課題に迅速に取り組むため、児童相談所設置準備担当課長および児童相談所設置準備担当を設置します。

保育課

誰もが安心して働き、子育てができる環境の実現をめざし、待機児童解消と保育の質のさらなる向上に向け、居宅訪問型保育事業の対象者拡大や保育コンシェルジュの設置に加え、私立認可保育園等に対する指導検査・訪問指導や各種補助制度の拡充等保育施策をよ

図4



り一層推進していくため、保育課を設置し、執行体制を強化します。これに伴い、保育担当課長を廃止し、子ども家庭課保育支援係以下2係1担当を同課から保育課に編入します。

街づくり支援部

街づくり事業担当部長

新たな港区まちづくりマスタープランで示す将来都市像の実現に向け、住民の意向を生かした個性ある丁寧なまちづくりを進めるため、土木事業を一体的に行うことで、まちづくりのより一層円滑な推進を図るとともに、名称についても区民により分かりやすく示すため、特定事業担当部長の名称を街づくり事業担当部長に変更します。

住宅課

区民向け住宅の転用や建て替え等、人口増加をはじめとした社会経済情勢の変化に的確に対応し、新たな住宅施策を積極的に展開することで、住宅政策をより一層充実・強化し、円滑に推進していくため、住宅課を設置し、執行体制を強化します。

これに伴い、住宅担当課長を廃止し、都市計画課住宅政策係以下3係1担当を同課から住宅課に編入するとともに、2係2担当に再編します。

土木施設管理課

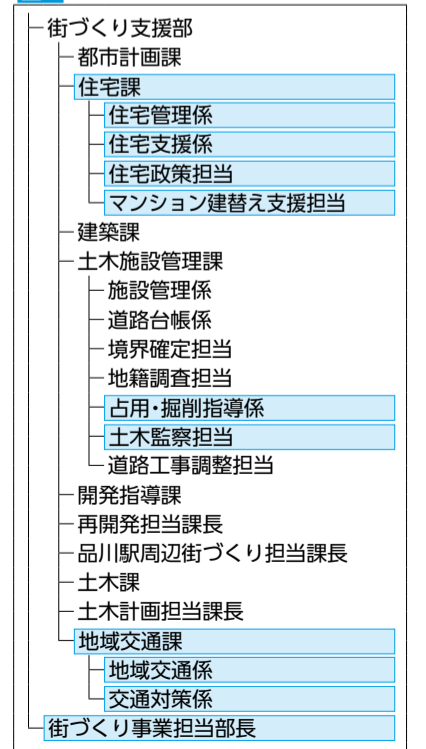
まちの安全・安心、良好な景観を維持していくため、占用係および掘削指導係の業務を再編し、業務の一元化を図り、占用・掘削指導係として体制を整備します。

また、道路等の不法占有の排除について指導徹底を図るため、土木監察担当を設置します。

地域交通課

区民から関心の高い「ちいばす」や「お台場レインボーバス」、自転車シェアリング等をはじめとする地域交通事業に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた、区内のバリアフリー化の推進や交通安全対策の強化等、迅速な意思決定により円滑な事務執行を図り、交通施策をより一層推進していくため、地域交通課を設置します。

図5



区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

これに伴い、交通対策担当課長を廃止し、土木課交通対策係以下1係1担当を同課から地域交通課に編入するとともに、2係に再編します。

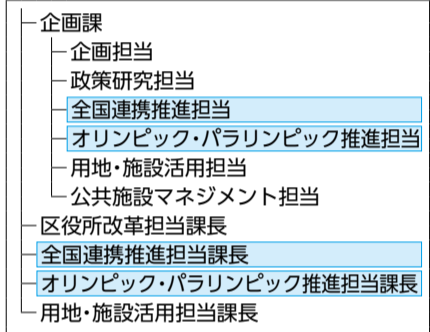
企画経営部

企画課、全国連携推進担当課長、オリンピック・パラリンピック推進担当課長

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成や大会を契機としたまちづくりの効果的な推進に向けて、全庁横断的な調整を図るため、オリンピック・パラリンピック推進担当課長およびオリンピック・パラリンピック推進担当を設置します。

また、自治体間連携を推進することを目的に、平成28年4月に設置した自治体間連携推進担当課長および自治体間連携推進担当については、自治体間連携施策を推進していく中で、自治体間のみならず、互いの地域の住民同士の交流、産業と産業の結びつきをはじめとした、幅広い分野の連携を推進していることから、

図6

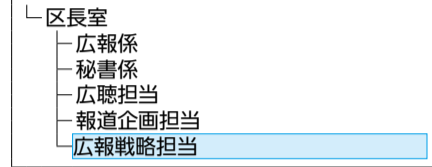


現状の業務内容に即した名称とするため、全国連携推進担当課長および全国連携推進担当に変更します。

区長室

デジタルサイネージ(電子掲示板)、フェイスブック、ツイッターをはじめとしたICTを活用した新たな情報発信手段により、より多くの人に区の魅力を知ってもらうとともに、区民への情報発信力をより一層強化し、将来を見据えた施策の展開に資するため、広報戦略担当を設置します。

図7



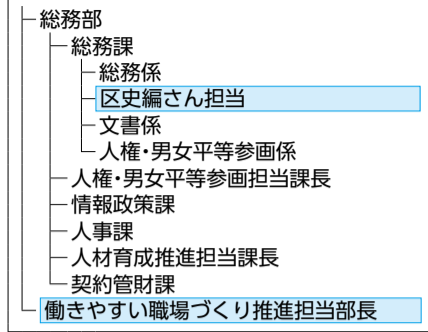
総務部

働きやすい職場づくり推進担当部長 港区職員の仕事の進め方の抜本的な見直しを推進し、喫緊の課題である超過勤務の縮減やメンタルヘルス対策などを強化するとともに、その効果を逐次点検し見直すことにより、職員がいいきいきと働き、その持てる力を十分発揮できる働きやすい職場づくり施策を一層推進していくため、働きやすい職場づくり推進担当部長を設置します。

総務課

区政70周年を記念して平成28年度から開始した新たな港区史の編さんを円滑に進めるため、区史編さん担当を設置します。

図8

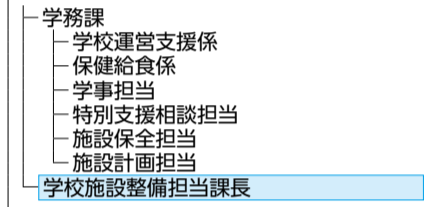


教育委員会事務局

学校施設整備担当課長

学校施設の計画・設計・施工・維持管理に関する業務および幼児・児童・生徒数の急激な増加による緊急度の高い学校施設の整備等に関する業務を一体的かつ効率的に推進することで、幼児・児童・生徒の受け入れ体制を確保するとともに、良好な学校環境を維持していくため、学校施設担当課長と学校整備担当課長を統合し、学校施設整備担当課長を設置します。

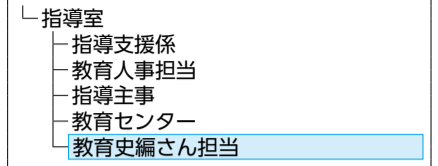
図9



指導室

区政70周年を記念して平成28年度から開始した新たな港区教育史の編さんを円滑に進めるため、教育史編さん担当を設置します。

図10

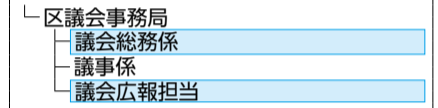


区議会事務局

地方議会や議員活動に対する住民の関心が高まる中、区議会を取り巻く情勢の変化に対応するため、区議会議員の議会活動のサポート強化をはじめとし、区議会ホームページ等ICTの活用を含めた議会活動に関する広報をさまざまな手法を取り入れて充実させ、より多くの区民に区議会への興味・関心を持ってもらうことが必要です。

こうしたことから、現行の庶務係および調査係が担う業務の一元化を図り、効率性、効果性を高めた執行体制へと強化するため、庶務係および調査係を統合し、議会総務係として再編します。また、新たに議会広報担当を設置し、体制を強化します。

図11



その他の組織改正

この他、図書・文化財課内の組織について必要に応じた改正を行いました。

問い合わせ

企画課企画担当 ☎3578-2091

子育て・子ども 関連情報

コミュニティバス 乗車券の発行

3歳未満の子どもがいる、区で定めた所得基準に該当する世帯の保護者にコミュニティバス乗車券を無料で交付します。

発行対象 次の全てに当てはまる世帯の保護者1人

- (1)保護者と子どもの住所が区内にあり、子どもの年齢が3歳未満である。(2)世帯の主たる生計者(所得の高い人)が児童扶養手当の所得限度額内(表1参照)である。

※児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成医療証受給世帯、妊産婦、生活保護受給世帯で乗車券を受給できる世帯は対象外です。

適用期間 対象世帯の子どもが3歳になる前月末まで

申し込み 児童手当受給中の対象世帯には、4月25日(火)以降「港区コミュニティバス乗車券発行兼引換書」を送付します。送付された「港区コミュニティバス乗車券発行兼引換書」と本人確

認書類を持って、乗車券を使用する人が各総合支所区民課保健福祉係で乗車券を受給してください。

「港区コミュニティバス乗車券発行兼引換書」が送付されない人も、対象となる人は各総合支所区民課保健福祉係で申請ができます。その際は本人確認書類が必要です(なお、平成28年1月1日以降に港区に転入した人は、課税証明書等、世帯の所得が確認できる書類も必要です)。

表1 所得制限限度額

Table with 2 columns: 扶養親族数 (Number of dependents) and 所得限度額 (Income limit). Rows show limits for 0, 1, 2, 3, 4 dependents and a 1-person increase surcharge.

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2430~3 各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照

両親学級

区民で、出産予定日が5~8月の妊婦とそのパートナー(1人での参加可)

5月13・27日(土)午後1時~3時45分(いずれかにお申し込みください)

(社福)恩賜財団母子愛育会4階(南麻布5-6-8)

45組(抽選)

持ち物 母子健康手帳、筆記用具、冊子「あたらしい生命のために」(お持ちの人のみ)

電話で、4月1日(土)~10日(月)に、みなとコール(午前9時(初日は午前11時)~午後5時受け付け)へ。※参加決定者には詳細を4月下旬以降郵送予定 ☎5472-3710

健康推進課地域保健係

4月の乳幼児健診・育児相談

4カ月児育児相談(平成28年12月生まれの人)、1歳6カ月児健康診査(平成27年9月生まれの人)、3歳児健康診査(平成26年3月生まれの人)

該当者には通知しています。届かない人は、お問い合わせください。※転入した人、健診がお済みでない人は、ご相談ください。

健康推進課地域保健係 ☎6400-0084

うさちゃんくらぶ

区民で、平成29年2月生まれの第1子と保護者

芝・麻布・赤坂地区在住者:5月10日(水)、高輪・芝浦港南地区

在住者:5月31日(水)いずれも午後1時30分~3時30分

所 みなと保健所

50組(抽選)

持ち物 バスタオル・母子健康手帳

電話で、4月1日(土)~10日(月)に、みなとコール(午前9時(初日は正午)~午後5時受け付け)へ。※抽選結果は4月中旬発送予定 ☎5472-3710

健康推進課地域保健係

平成29年度就学援助のお知らせ

経済的な理由で就学が困難な、国公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に学用品費や給食費等の援助をします。

区民で、生活保護、児童扶養

手当を受給している世帯、または平成28年の所得額が、平成25年4月1日の生活保護基準をもとに算出した就学援助基準所得額に該当する世帯

郵送または直接、申請書を提出用封筒にて、4月18日(火・必着)までに、〒105-8511 港区教育委員会事務局学務課学校運営支援係(区役所7階)へ。※「就学援助のお知らせ」「申請書」「提出用封筒」は、港区立小・中学校に通学している人には、通学先の学校で配布します。港区外の国公立学校に通学している人は、電話で請求してください。※援助をご希望の人のみ、申請書を提出してください。

学務課学校運営支援係 ☎3578-2731

☎電話受付のかけ間違いにご注意ください。

東京都シルバーパスのお知らせ

4～9月・新規購入者用

満70歳以上の都民で、申し込みをした人に都営交通・都内を走行する民営バス等が利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。(有効期限は発行日から平成29年9月30日まで)

対象者

都内に住民登録されている満70歳以上の人(寝たきりの人を除く)

申込方法

誕生月の初日(1日が誕生日の人

は前月の初日)から申し込みます。必要書類をご用意の上、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所等のシルバーパス発行窓口にお申し込みください。

対象者・費用

(1)平成29年度の住民税が非課税または平成28年の合計所得金額(※)が125万円以下の人:1000円
(2)その他の人:1万255円
※長期譲渡所得または短期譲渡所

得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額

必要書類

- 全員 住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類(保険証または運転免許証等)
- (1)の人は次の①～②のうちいずれか1点
 - ①「平成29年度介護保険料納入(決定)通知書」
 - ②「平成29年度住民税非課税/課税証明書」(①・②について、4～6月頃は前年度の書類で代用可)

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

③「生活保護受給証明書(生活扶助の記載があるもの)」

問い合わせ

(社)東京バス協会シルバーパス専用電話 午前9時～午後5時(土・日、祝日を除く)
☎5308-6950
高齢者支援課在宅支援係
☎3578-2403

糸かけ曼荼羅アート

☎ おおむね50歳以上の区民
🕒 5月9日(火)午後1時30分～4時30分、5月17日(水)午後1時30分～4時30分
📍 三田いきいきプラザ
👤 各8人(抽選)
💰 費用 各500円(材料費)
☎ 電話または直接、4月23日(日)までに、三田いきいきプラザへ。
☎3452-9421

やわらかボールトレーニング

☎ 65歳以上の区民で、1人で通う

ことができ、継続して参加できる人
🕒 5月10日～8月2日(7月5日を除く毎週水曜・全12回)午前10時～11時30分
📍 三田いきいきプラザ
👤 24人(抽選)
☎ 本人が直接、4月15日(土)までに、三田いきいきプラザへ。
☎3452-9421

紙バンドで手作りかご・クラフトバンド教室

☎ 60歳以上の区民
🕒 4月17・24日、5月15・22日(月・

全4回)午前10時～正午
📍 南麻布いきいきプラザ
👤 10人(抽選)
💰 費用 2000円(材料代)
☎ 電話または直接、4月10日(月)までに、南麻布いきいきプラザへ。
☎5232-9671

タブレット体験会

☎ 50歳以上の区民で、初めてタブレットを操作する人
🕒 5月11・18・25日(木)午前10時～11時30分※全て同じ内容です。
📍 飯倉いきいきプラザ
👤 各15人(抽選)

☎ 電話または直接、4月27日(木)までに、飯倉いきいきプラザへ。
☎3583-6366

いきいきフラダンス教室「美しい姿勢と自分磨き」

☎ 60歳以上の区民
🕒 5月10日～10月25日(第2・4水、全12回)午後1時～2時
📍 白金いきいきプラザ
👤 15人(抽選)
☎ 電話または直接、4月15日(土)までに、白金いきいきプラザへ。
☎3441-3680

平成29年度

特別区職員(I類)採用試験のお知らせ

試験区分

事務、土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気、福祉、心理、衛生監視(衛生)、衛生監視(化学)、保健師

※受験資格等詳しくは、採用試験案内をご覧ください。

第1次試験

実施日 5月7日(日)
実施場所 都内の大学等

最終合格発表

(1)土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気の試験区分:7月31日(月)
(2)事務、福祉、心理、衛生監視(衛生)、衛生監視(化学)、保健師の試験区分:8月7日(月)
申込方法、申込場所および申込期間 表1参照

試験案内の配布場所

東京23区の各区役所(港区は各地区総合支所でも配布)および特別区人事委員会事務局
※I類の「土木造園(土木)」「建築」については、【一般方式】(5月7日第1次試験実施)に加え、【土木・建築新方式】を9月3日(日)に実施します。なお、【一般方式】と【新方式】の併願はできません。

表1 申込方法、申込場所および申込期間

申込方法	申込場所	申込期間
インターネット	特別区人事委員会ホームページ http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm	4月1日(土)午前10時～10日(月)午後5時(受信有効)
郵送	特別区人事委員会事務局任用課 〒102-0072東京都千代田区飯田橋3-5-1	4月1日(土)～6日(木・消印有効)

問い合わせ

特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787
特別区人事委員会ホームページ
<http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>
人事課人事係 ☎3578-2108

平成29年度の産後母子ケア事業

区では、母親と子育てを応援するために、妊産婦とお子さん、そのご家族を対象に、相談・サロン事業・家庭訪問等により、継続的な子育て支援を行っています。ぜひご利用ください。

助産師による母子保健相談窓口

助産師が妊産婦の妊娠・出産・育児に関するお悩み・心配事について電話や面接で相談をお受けします。

とき 月・水・金曜(祝日の場合は原則翌日。年末年始を除く)午前9時～午後5時(昼休憩あり)

ところ みなと保健所4階

専用電話 ☎3455-4431

サロン事業

各種サロン事業を行っています。初めてののお出掛けの場として、ご利用ください(表2参照)。日程等について詳しくは、港区ホームページで確認いただくか、お

問い合わせください。

ところ みなと保健所3階

訪問事業

妊婦訪問

妊娠中の体調、乳房の手入れ、産後の生活について、助産師(助産師会委託)が家庭を訪問し、相談をお受けします。

対象 区民で、母子健康手帳をお持ちの人

表2 産後母子ケアサロン事業

	対象	内容	定員	申し込み	開催回数
Helloママサロン	1～2カ月のお子さんとその保護者。第2子以降の人も参加できます。	助産師による個別相談や子育て小講話、体重測定、母親同士の交流	50組(会場先着順)	当日直接会場へ。	毎月開催しています。対象月に1回参加できます。
のんびりサロン	1～3カ月のお子さんとその保護者。第2子以降の人も参加できます。	決まったプログラムはなく自由な交流と個別相談、体重測定 ※時間内出入り自由	助産師への個別相談:20人(会場先着順)	当日直接会場へ。	毎月開催しています。対象月であれば複数回参加できます。
うさちゃんくらぶ	初めての2～3カ月のお子さんとその保護者 ※参加可能な月が決まっています。	グループワークを通じた母親同士の交流と個別相談、体重測定	50組(抽選)	電話で、みなとコールへ。 ☎5472-3710	月2回開催しています。地区ごとに参加日が異なります。

※日程等詳しくは、港区ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

相談回数 妊娠中1回

こんにちは赤ちゃん訪問

お子さんが生まれたご家庭を、助産師(助産師会委託)または保健師(各総合支所)が訪問します。里帰り中、里帰り後も訪問できます。

申し込み 母子健康手帳にとじこんでいる「出生通知書」のはがきを郵送してください。

ママの健康相談

産後の体調、母乳、育児、卒乳等について、助産師(助産師会委

託)が家庭を訪問し、相談をお受けします。

産後1年未満の間に3回利用できます。こんにちは赤ちゃん訪問後にご利用ください。

対象 区民で、出産後1年未満の人

問い合わせ

健康推進課地域保健係
☎6400-0084

凡例
対象
時
ところ
内容
定員・募集人員
申し込み
問い合わせ
選考方法
担当課

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

港区立公園・児童遊園の 指定管理者による 管理開始のお知らせ

区ではこれまでに、有栖川宮記念公園他6公園に指定管理者制度を導入し、公園の維持管理を行ってまいりましたが、4月1日から、これ以外の公園・児童遊園についても利用者サービスの向上を図るため指定管理者制度を導入し、民間事業者により日常の維持管理を行うこととしました。

導入の対象となる公園・児童遊園は表1のとおりです。

指定管理者制度は、公園等の管理運営を民間事業者が行うことで、民間事業者の持つ専門分野における能力やノウハウを活用することにより、施設の良い維持管理を行うとともに、新たな魅力やにぎわいの創

出を図る中で、効果的かつ効率的な管理運営をめざすものです。

指定管理者の主な業務

- 公園等の維持、修繕に関する業務（樹木剪定、除草、園内清掃、施設の小規模修繕等）
- 公園等利用に関する要望や苦情等の窓口・相談
- 公園等の利用促進に関する業務（子どものあそび場づくり、自然観察会の開催等）

※公園等の占用許可、使用許可はこれまでどおり土木施設管理課利用・掘削指導係、または各総合支所協働推進課まちづくり推進担当

で取り扱います。
指定管理者制度を導入しない公園・児童遊園

表2の公園・児童遊園については、周辺の民間緑地と一体的に整備され、民間事業者により良好な管理が行われている等の理由から指定管理者制度を導入しません。また、緑地・遊び場のお問い合わせにつきましても、これまでどおり区にご連絡ください。

問い合わせ

土木課公園係 ☎3578-2325
各総合支所協働推進課土木係 ☎欄外参照

表1 指定管理者制度を導入する公園・児童遊園

地区	種別	名称	指定管理者	公園等利用に関する問い合わせ
芝	公園(4園)	本芝、桜田、塩釜、南桜	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ	桜田公園管理事務所 ☎6432-0118
	児童遊園(11園)	金杉橋、芝新堀町、松本町、芝五丁目、三田小山町、三田二丁目、三田綱町、浜松町四丁目、芝大門二丁目、虎ノ門三丁目、西久保巴町		
芝公園、イタリア公園は平成27年度から指定管理者制度を導入しています。 指定管理者 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ 問い合わせ 芝公園管理事務所 ☎080-9811-1659				
麻布	公園(11園)	狸穴、本村、有栖川宮記念、筈、三河台、さくら坂、六本木西、横川省三記念、網代、新広尾、飯倉	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ	有栖川宮記念公園管理事務所 ☎3441-9642
	児童遊園(12園)	南麻布一丁目、南麻布新堀、絶江、古川橋、広尾、宮村、筈、西麻布二丁目、六本木三丁目、飯倉雁木坂、東麻布、中ノ橋		
赤坂	公園(7園)	円通寺坂、一ツ木、氷川、高橋是清翁記念、乃木、青葉、青山	かたばみ・山本・GSグループ	かたばみ興業(株)内管理事務所 ☎070-4211-1605
	児童遊園(6園)	一ツ木、南一、南青山三丁目、南青山四丁目、南青山六丁目、北青山一丁目		
高輪	公園(5園)	亀塚、三田台、高松くすのき、高輪、白金	(株)グリーバル	(株)グリーバル内管理事務所 ☎3451-5487
	児童遊園(19園)	豊岡町、三田松坂、松ヶ丘、高松、二本榎、泉岳寺前、車町、高輪南町、白金志田町、白高、白金一丁目、四の橋通、三光、雷神山、奥三光、白金、白金台四丁目、白台、白金台どんぐり		
高輪森の公園は平成27年度から指定管理者制度を導入しています。 指定管理者 (株)グリーバル 問い合わせ (株)グリーバル内 高輪森の公園管理事務所 ☎3451-5487				
芝浦港南	公園(9園)	芝浦、プラタナス、埠頭、芝浦中央、東八ツ山、港南和楽、港南、港南緑水、お台場レインボー	アカネ・ハリマ・イビデングループ	芝浦中央公園管理事務所 ☎6433-2562
	児童遊園(2園)	船路橋、末広橋		

表2 指定管理者により管理しない公園・児童遊園および緑地・遊び場

地区	種別	名称	種別	名称	公園等利用に関する問い合わせ
芝	公園(2園)	浜崎、汐留西	緑地(8園)	金杉濱町、芝二丁目、芝三丁目、三田二丁目、御成門、手まり坂、江戸見坂、虎ノ門五丁目	芝地区総合支所協働推進課土木係 ☎欄外参照
	児童遊園(1園)	芝園	遊び場(1園)	浜松町二丁目(休止中)	
麻布	公園(1園)	一の橋(工事中)	緑地(8園)	薬園坂、古川沿、元麻布三丁目、西麻布一丁目、牛坂、西麻布四丁目、六本木、六本木六丁目	麻布地区総合支所協働推進課土木係 ☎欄外参照
	児童遊園(3園)	南麻布二丁目、六本木坂下、六本木坂上	遊び場(2園)	久国神社境内、永坂上	
赤坂	公園(1園)	檜町	緑地(6園)	赤坂榎坂町、南青山二丁目、南青山三丁目、南青山四丁目、南青山七丁目、北青山三丁目	赤坂地区総合支所協働推進課土木係 ☎欄外参照
	児童遊園(2園)	桑田記念(工事中)、北青山三丁目	遊び場(1園)	氷川神社境内	
高輪	公園(0園)	—	緑地(7園)	魚籃坂下、高輪一丁目、伊皿子坂、白金二丁目、明治坂、白金六丁目、白金二丁目第二	高輪地区総合支所協働推進課土木係 ☎欄外参照
	児童遊園(0園)	—	遊び場(5園)	承教寺前、高輪台、白金台緑、白金台三丁目、日東坂下	
芝浦港南	公園(5園)	新浜、高浜、こうなん星、汐の公園、杜の公園	緑地(11園)	芝浦四丁目、トリニティ芝浦、芝浦運河沿、新芝北運河沿、新芝運河沿、新芝南運河沿、芝浦西運河沿、高浜西運河沿、高浜運河沿、京浜運河沿、港南四丁目	芝浦港南地区総合支所協働推進課土木係 ☎欄外参照
	児童遊園(1園)	南浜町	遊び場(2園)	夕風橋際、港南三丁目	

※芝給水所公園は、港区立芝給水所公園運動場の指定管理者が管理を行っています。 ☎3431-2177(管理事務所)

せまい道路をみんなで広げて 安全・安心なまちづくり ～細街路拡幅整備事業～

区内には、「細街路」と呼ばれる道路幅が4メートルに満たない狭い道路が数多くあります。こうした細街路では、地震や火災等の災害時に、避難路の確保や緊急車両の通行が困難になり、日照・通風等の住環境にも影響を及ぼします。

区では、安全・安心で、より快適な住環境の向上のため、細街路の拡幅整備事業に取り組んでいます。

事業の概要

細街路に接して建築を行う場合は、道路中心位置を区と相談した上

でそこから2メートル後退する必要があります。

本事業では将来にわたって道路幅員を4メートルに確保することを目的に、細街路の拡幅として後退する道路状の部分に関して、その整備方法や管理方法を区と協議することで、拡幅整備工事に補助を行っています。

区からの主な補助

拡幅される敷地の工事は原則区で行います。但し、申請者が自ら行う場合は、工事費を助成します。

なお、工事や助成には対象要件がありますので、事前に区へご確認ください。

細街路拡幅整備事業について詳しくは、直接お問い合わせいただくか、港区ホームページをご覧ください。

※現在区では、細街路の現状を把握するため、平成29年度まで、現地調査を行っています。平成29年度は芝地区を中心に調査を実施して

います。ご理解とご協力をお願いいたします。

細街路が拡幅される前



細街路が拡幅された後



問い合わせ

- 細街路拡幅整備協議について 土木課細街路整備係 ☎3578-2313
- 細街路の中心線判定等について 土木課道路判定担当 ☎3578-2697

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

春の全国交通安全運動 4月6日(木)～15日(土)

やさしさが 走るこの街 この道路

平成28年の区内交通事故件数は1170件で、平成27年より145件減少しましたが、4人の尊い命が失われました。交通ルール・マナーをしっかり守って、交通事故をなくしましょう。

運動の基本「子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」

春は子どもたちが新たに通園・通学を始める季節です。小学校に入学した新1年生は、一人での通学や、外出する機会が増えること等、入学当初に比べ、交通安全に対する気が緩むことから、5月以降に交通事故が増える傾向にあります。また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数以上を占めており、その減少が強く求められています。これらの交通事故情勢に的確に

対処するため、平成29年の春の全国交通安全運動では、「子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」を運動の基本とします。

運動の重点

(1)歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に自転車安全利用五則の周知徹底)

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外としています。例外となる場合は、
 ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
 ・13歳未満、70歳以上の人が自転車を運転する場合
 ・自動車の通行量が多く、車道の幅が狭い等やむを得ないと認められるとき
- ②車道は、左側を通行

- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用
- (2)後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3)飲酒運転の根絶
- (4)二輪車の交通事故防止
 交通安全教室に参加させることで、正しい自転車の乗り方や横断歩道の渡り方等の知識が身に着きます。子どもを積極的に交通安全教室に参加させましょう。
 高齢者は、身体機能が弱まり、思わぬところで事故に遭う可能性が大きくなります。道路を横断する際は、必ず横断歩道を渡りましょう。また、反射材を身に着けることで、運転手が気付きやすくなり、事故の防止にもなります。
 自転車は、身近で便利な乗物ですが、道路交通法上は「車両」です。乗り方を誤って事故を起こすと車やバ

イクの運転者と同様に責任を負うこととなります。小学生が自転車で坂を下っている時に前方不注意で女性に衝突してしまい、障害が残ってしまったとして、運転していた小学生の保護者に対して多額の賠償が命じられた事例も発生しています。

区内事業者の皆さんへ

自転車や自動車等を業務で使用する場合、交通事故は決して無縁なものではありません。区内警察署では、学校や保育園以外に、事業者に対しても交通安全教室を実施しています。

交通安全運動をきっかけに、会社の安全意識を高めてみませんか。

交通事故死ゼロを目指す日

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人一人が交通ルールと交通マナーを守って交通事故をなくしましょう。

問い合わせ

区内各警察署 ☎欄外参照
 地域交通課地域交通係 ☎3578-2278

東京2020参画プログラム(東京2020応援プログラム)

あなたの想いを東京2020大会につなげてみませんか。

東京2020参画プログラムとは

東京2020大会の盛り上げ、大会後のレガシー創出をめざし、2020年に向けてオールジャパンで取り組む東京2020組織委員会による参加型のプログラムです。

平成29年7月以降、東京2020応援プログラムの対象団体が町会・自治会、商店街等にも拡大される見込みです。

この機会にぜひ、東京2020参画プログラムへの参加を検討してみませんか(図1参照)。

プログラム参画のメリット

- (1)認証を受けたアクション(事業)は、東京2020応援プログラムのロゴマークを使用することができます。
- (2)「オリンピック・パラリンピック」等の文言を、事業の説明文等に使用することができます(タイトルは不可)(図2参照)。

申請方法

申請方法については、平成29年7月までに東京2020組織委員会から発表予定です。

詳細が分かり次第、あらためて「広報みなと」でお知らせします。

区の支援策

区は、東京2020応援プログラムへの参画を予定している町会・自治会、商店街、NPO法人等の非営利団体の活動に対する助成制度を、平成29年度創設しました。

詳しくは、東京2020組織委員会の対象団体拡大等の情報が公開され次第、別途、ご案内します。

問い合わせ

企画課オリンピック・パラリンピック推進担当 ☎3578-2020

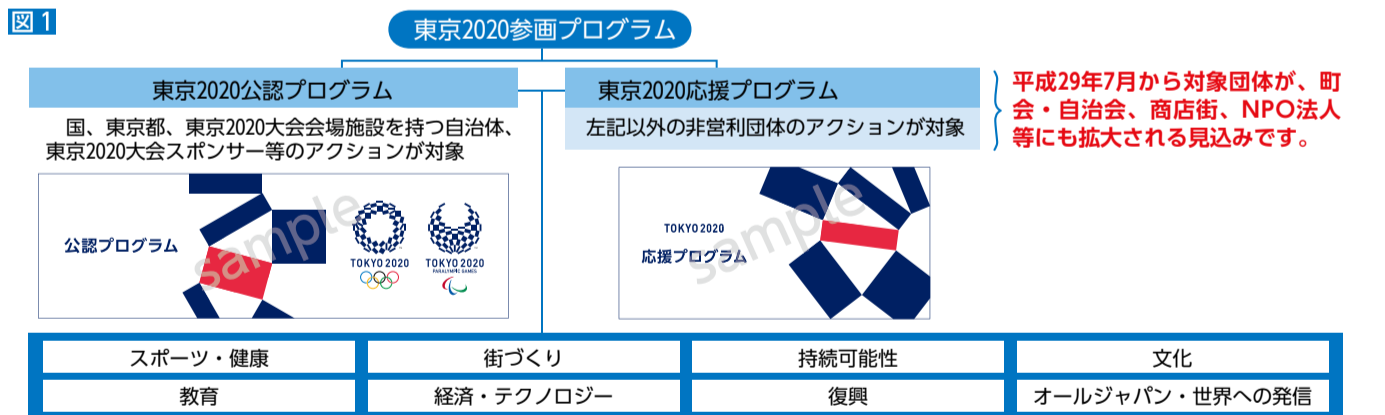


図2 参画することで生まれる「4つのつながり」

①東京2020大会	②地域	③全国	④未来
東京2020大会との関連性・つながりを生み出し、参加感を創出	地域の参加者が大会を契機として連携し、気運を盛り上げていく機会を創出	組織委員会からの情報発信を通じて、地域や団体の情報を広くPRする機会を創出	幅広い参画・交流や継続的な実施等を通じて、未来につながる機会を創出

障害者 関連情報

特別障害者手当等の支給月額の変更について

特別障害者手当等について、平成29年4月分から次のとおり支給月額が変更となります。

- 対象手当**
- (1)特別障害者手当
 変更後 2万6810円
 変更前 2万6830円
 - (2)障害児福祉手当
 変更後 1万4580円

- 変更前 1万4600円
- (3)経過的福祉手当
 変更後 1万4580円
 変更前 1万4600円

問い合わせ

障害者福祉課障害者事業運営係 ☎3578-2389

交通安全上、道路上の商品や置看板等はとても危険です

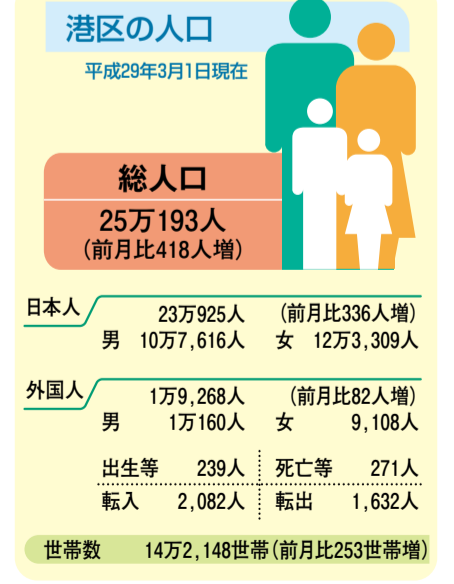
道路は、常に車や人等が安全に通れるようにしてはなりません。

公共施設の道路上に不法に置いている商品や看板、のぼり旗、植木、自転車等は、道路を狭くし通行の妨げとなり、非常に危険です。道路をこのようにみだりに使用している人は、速やかに敷地内に移動してください。

また、道路の上空に出ている、車や傘がぶつかるような、低い危険な突き出し看板や日よけ等は、直ちに撤去するか、是正してください。

問い合わせ

土木施設管理課占用・掘削指導係 ☎3578-2354



昭和38年以来54年ぶり
 港区の総人口が**25万人**を突破しました。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

を設けています。
費用 価格等詳しくは、お問い合わせ
ください。

☎ (公社)港区シルバー人材センター
☎5232-9681
リサイクル自転車作業所(みなとリ
サイクル清掃事務所作業連絡所2階)
(火～金曜) ☎3479-3116

シティハイツ竹芝エレベーター 事故調査中間報告書(第4次)を 公表しました

平成18年6月3日に特定公共賃貸住
宅「シティハイツ竹芝」において、同
住宅の居住者がエレベーター事故に
遭い亡くなられた事件について、捜
査当局に押収されていた関係資料の
一部が、平成27年9月15日に区に還
付されました。港区シティハイツ竹
芝事故調査委員会では、これらの還
付資料について検証を行い、シティ

ハイツ竹芝エレベーター事故調査中
間報告書(第4次)を取りまとめまし
たので、公表しました。

閲覧方法 危機管理・生活安全担当
(区役所5階)、区政資料室(区役所3
階)、各港区立図書館(高輪図書館分
室を除く)でご覧いただける他、港
区ホームページからダウンロードも
できます。

☎ 防災課施設安全担当☎3578-2158

変更・休止情報等

高輪図書館の臨時休館

施設保守点検等のため臨時休館し
ます。

☎ 5月8日(月)、10月9日(月・祝)、
11月13日(月)

☎ 図書・文化財課庶務係
☎3437-6621

求人・区民委員募集

港区行政評価委員会区民委員

区では、港区基本計画の後期3年
(平成30年度～32年度)に向けた見直
しを行うため、政策評価を実施しま
す。

政策評価の実施にあたり、評価を
行う港区行政評価委員会の区民委員
を募集します。

☎ 区内在住・在勤・在学者で会議
日程に全て参加可能な人※会議日程
等詳しくは、募集要項をご覧ください。

募集要項 港区ホームページからダ
ウンロードできます。また、4月3日
(月)から企画課でも配布します。

※閉庁日を除く。

☎ 5人

☎ 書類選考、作文審査

☎ 郵送または直接、応募書類を、5
月1日(月・必着)までに、〒105-
8511 港区役所企画課企画担当(区
役所4階)へ。 ☎3578-2094

情報アンテナ

■「だ液でカンタン歯周病チェック!あな
たの歯ぐきは大丈夫?」一歯周病予防のた
めの無料唾液検査のお知らせ

痛くない、つらくない、短時間ででき
る、わかりやすい簡易検査で行うだ液検査
を受けて歯周病予防に役立てましょう。
対象 区内在住・在勤・在学を問わず20歳
以上の人ならどなたでも

とき 4月21日(金)午前11時～午後3時
ところ 新橋駅西口SL広場

定員 300人(会場先着順)

申し込み 当日直接会場へ。

※参加者には記念品を差し上げます。

問い合わせ 芝歯科医師会事務所
☎3431-7716

主催 (公社)芝歯科医師会

区民保養施設利用案内 (大平台みなと荘・ホテル暖香園)

6月利用分抽選申し込み

対象 区民
申し込み 専用はがきを郵送で、4
月12日(水・必着)までに、JTBみな
と予約センターへ。専用はがきは、
各総合支所、各区民センター、JTB
新橋・赤坂見附店にあります。また
は、保養施設テレホンサービス・保
養施設予約システムで4月18日(火)
までに申し込みください。抽選結果
は月末にご自宅に送ります。

空き室申し込み

対象 区内在住・在勤者
申し込み 利用希望日の1カ月前の
同日からテレホンサービス、予約シ
ステム、またはJTBみなと予約セン
ターで申込順に受け付けます。

利用者登録

利用申し込みには利用者登録が必
要です。抽選申し込みの専用はがき
で登録できます。

大平台みなと荘の優先抽選

6月3日(土)利用分
対象 (1)区内在住者で、次の手帳
等の交付を受けた人

身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷
病者手帳、被爆者健康手帳、精神障
害者保健福祉手帳、特定医療費(指
定難病)受給者証、都医療券(ただし
人工透析を必要とする腎不全、先天
性血液凝固因子欠乏症およびB型・
C型肝炎治療医療費助成受給者証は
除く)

(2)障害者総合支援法の対象となる

表 大平台みなと荘利用料金

1部屋の利用人数	大人(12歳以上)			小人 (4～12歳未満)
	4～5人	2～3人	1人	
利用料金	9500円	1万円	1万5000円	5000円
キャンセル料および区民保養所利 用手帳または身体障害者手帳等 をお持ちの場合の利用料金	3000円			2400円

※利用料金はいずれも1人1泊2食付き、入湯税別の金額

難病により発行を受けた障害支援区
分(障害程度区分)認定通知書の交付
を受けた人

※優先抽選は大平台みなと荘のみで
す。優先抽選の申し込みをした人
は一般抽選の申し込みはできません。

※優先枠を設けての抽選になります
ので、全ての人当選するものでは
ありません。部屋タイプの指定
はできません。

申し込み はがきに「港区保養施設
優先抽選申し込み」・代表者氏名・
住所・電話番号・生年月日・利用者
番号・利用希望人数(2～5人)を明記
の上、郵送で、4月12日(水・必着)
までに、〒105-0004新橋1-18-16

日生新橋ビル1階 JTBみなと予約
センターへ。

大平台みなと荘の料金を改定します

平成29年4月1日利用分から、大平
台みなと荘の利用料金、キャンセル
料、区民保養所利用手帳または身体
障害者手帳等をお持ちの場合の利用
料金を改定します(表参照)。

問い合わせ

○登録・利用・申し込み
JTBみなと予約センター
午前10時30分～午後6時30分(土・
日曜、祝日を除く) ☎3504-3590
区民保養施設テレホンサービス
午前8時～午後10時 ☎6268-8250
区民保養施設予約システム
空き室照会等 午前5時～午前0時
抽選空き室申し込み等
午前8時～午前0時
<https://hoyo.city.minato.tokyo.jp>
○区民保養施設事業について
みほとコール ☎5472-3710

担当課 地域振興課地域振興係

区の都市イメージを表現し、魅力を伝える

「シティプロモーションシンボルマーク」を 募集します

区は、国内外の人々に港区の魅力やブ
ランド、都市イメージを伝えるためのシ
ティプロモーションを行っています。

この度、取り組みの一つとして、区の
都市イメージを表現し、魅力を伝える
「シティプロモーションシンボルマーク」
を募集します。

審査を経て採用されたシンボルマーク
(1作品)は、区民や企業・団体等の皆さ
んに、さまざまな場面で使用していただ
きます。

※発信する都市イメージについて、詳し
くは、港区ホームページに掲載されて
いる「港区シティプロモーション戦略」
をご確認ください。

対象

港区を好きな人ならどなたでも
※未成年者は保護者の同意を得てくだ
さい。

賞品

港区内共通商品券5万円分

応募方法

郵送または直接、応募用紙に必要事項
を明記の上、作品を保存したCD-
ROMまたはDVD-ROMを、5月8日
(月・必着)までに、〒105-8511 港区
役所産業振興課シティプロモーション担
当(区役所3階)へ。

※募集要項および応募用紙は、港区ホ
ムページからダウンロードできます。

※電子メール、はがき、ファックスでの
応募はできません。

※詳しくは、募集要項をご確認ください。

問い合わせ

産業振興課シティプロモーション担当
☎3578-2552

区民向け住宅(区立・ 特定公共賃貸)入居者募集

募集住宅(家族向け)

- (1)区立住宅2戸
シティハイツ高輪 1戸
シティハイツ赤坂 1戸
- (2)特定公共賃貸住宅2戸
シティハイツ竹芝 1戸
シティハイツ神明 1戸

主な申込資格

区内在住であること、同居親
族がいること、世帯の所得が基
準内であること、現に住宅を必
要としていること、住民税の滞
納がないこと等です。詳しく
は、「申込のしおり」をご覧ください。

「申込のしおり」の配布期間

4月5日(水)～14日(金)

※土・日曜を除く。

「申込のしおり」の配布場所

各総合支所協働推進課・台場
分室、いきいきプラザ、港区指
定管理者(株)東急コミュニティー

虎ノ門支店

※区民向け住宅ホームページ
<http://www.minato-sumai.jp/>
からダウンロードもできま
す。

※郵送も可能ですので、お問い
合わせください。

申込受付期間 郵送で、4月18
日(火・必着)までに、募集案内
添付の封筒で指定の宛先へ。

※港区借上住宅の申込順入居者
募集については、区民向け住
宅ホームページをご覧ください。

問い合わせ

港区指定管理者(株)東急コミュニ
ティー虎ノ門支店
☎5733-0129

担当課 住宅課住宅管理係

給食のおはなし

No.22
高松中学校

工夫を凝らした献立で食の楽しさを伝える

学校給食では、児童・生徒に食への興味・関心を持ってもらえるようテーマのある献立が登場します。港区立の小・中学校も工夫を凝らしており、季節の行事にちなんだ行事食や日本各地の郷土料理、世界各国の料理等を取り入れています。

高松中学校では毎月1回、郷土料理を提供しています。1月には愛媛県の郷土料理として鯛(たい)めしを提供しました。同校はランチルームで全校生徒と一緒に給食を食べます。ランチルームには大きな日本地図を掲示して、郷土料理献立で登場した都道府県に色を付け、全国制覇をめざしています。

また、世界の料理献立も月1回取り入れ、平成28年12月にはデザートにフィンランドのクリスマス料理「ヨウルトルトゥ」を提供しました。これはパイのお菓子で、大変好評でした。

「知らない料理を楽しむことで、食に対する興味や関心を広げてくれれば」と栄養士。

同校では、生徒からのアンケートを基に人気の献立を提供する「リクエスト給食」も実施しています。アンケートは毎年12月に実施し、4月以降の献立の中から、主食、主菜、デザートの3部門に分けて「もう一度食べたいメニュー」を全校生徒が投票します。学年ごとに人気献立を決めるため、3学期に計9回のリクエスト給食が登場します。

2月に提供した「鶏肉の照り焼き」は、1年生が選んだ主菜のリクエスト給食でした。

「給食を楽しみに思うことも、学校生活を楽しむ一つだと思っています」。リクエスト給食の日のランチルームは毎回、大いに盛り上がりです。

献立

リクエスト給食(鶏肉の照り焼き)

ご飯、鶏肉の照り焼き、白菜のごま和え、カボチャの含め煮、おこし汁



材料(4人分)

鶏肉の照り焼きの作り方

- A 鶏もも肉 4切(320g)
- 生姜 5g
- 醤油 15g
- 酒 10g
- B 片栗粉 2g
- 水 4g
- 水 50g
- 砂糖(三温糖) 10g
- C 醤油 10g
- みりん 5g
- 酒 5g

- ①生姜はすりおろす。鶏肉に生姜とAの調味料をもみこみ、下味をつける。
- ②Bを混ぜ合わせておく。
- ③フライパンにCを合わせて混ぜながら火にかける。
- ④③が煮立ったら②の水溶きでんぷんを加えてとろみをつける。
- ⑤①の鶏肉を焼き、焼きあがったら皿にのせて④のたれをかける。

【今回は芝小学校です】

地球温暖化対策助成制度のお知らせ

区では、二酸化炭素排出量削減のため、創エネルギー・省エネルギー機器等を設置する人に対し、経費の一部を助成します。

助成対象者

区民、区内事業者(中小企業者・個人事業者等)、区内集合住宅の管理組合等

助成項目

申請書入手方法

各総合支所および環境課(区役所8階)で配布している他、港区ホームページからもダウンロードできます。

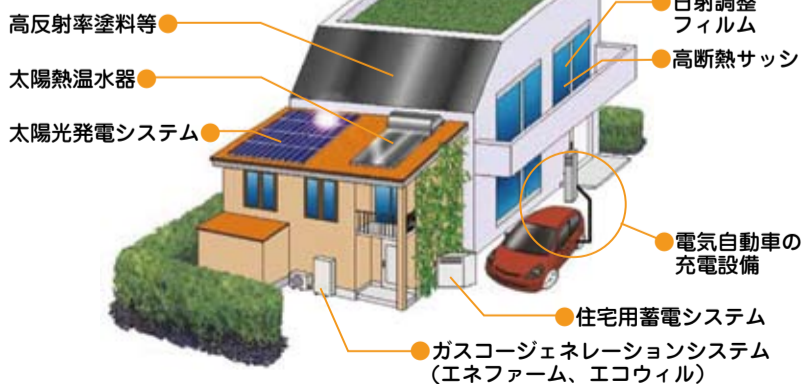
申請期限

平成30年2月28日(水)まで

表 助成項目一覧

助成項目	助成対象者		
	区民	管理組合等	中小企業者等
太陽光発電システム	○	○	○
太陽熱温水器	○	○	○
太陽熱ソーラーシステム	○	○	○
住宅用蓄電システム	○	-	-
ガス発電給湯器(エコウィル)	○	-	○
燃料電池システム(エネファーム)	○	-	○
日射調整フィルム	○	○	○
高断熱サッシ	○	○	-
人感センサー付照明	-	○	-
事業用高効率空調機器	-	-	○
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	-	-	○
電気自動車等用急速充電設備	○	○	○
電気自動車等用普通充電設備	○	○	○
高反射率塗料等	○	○	○

助成対象機器設置例



問い合わせ 環境課地球環境係 ☎3578-2496~8

みなとエコチャレンジ 2017 参加者募集

省エネ・節電・環境イベント等への参加により、ポイントをためて区内共通商品券等と交換できる「みなとエコチャレンジ」の参加者を募集します。平成28年度から毎月のガス・水道使用量の削減やエコマークの収集がポイントの対象になりました。

対象 区内在住者(世帯での参加になります)

期間 4月1日~平成30年3月31日(いつでも参加できます)

参加方法 平成28年度以前から参加している場合、再度の登録は必要ありません。

申請書(紙)での参加

各総合支所および環境課(区役所8階)で配布するリーフレットのエントリーシート(申請書)に必要事項を

明記の上、郵送または直接、環境課地球環境係へ。

インターネットからの参加

「みなとエコチャレンジ」専用ホームページ <http://www.minato-ecochallenge.jp/> から登録してください。

※詳しくは、「みなとエコチャレンジ」専用ホームページや環境課および各総合支所で配布する参加要領をご覧ください。



景品の一例(区内共通商品券)

問い合わせ 環境課地球環境係 ☎3578-2498

事業者の皆さんが取り組んでいる 環境活動を区がPRします

~みなとエコ宣言~

「みなとエコ宣言」は、事業者の皆さんの環境に配慮した取り組みを自由に宣言していただき、区がその内容を事業者情報とともに港区ホームページで紹介する事業です。

宣言内容の例

- 室温は、冷房時28度、暖房時19度を目安にすることを宣言します。
 - クールビズやウォームビズに取り組むことを宣言します。
 - 照明をこまめに消灯することを宣言します。等
- ぜひ、みなとエコ宣言に登録して

店舗や事業所の取り組みをPRしてみませんか。

対象 区内事業者(所在地が区内であれば、業種や規模は問いません)

参加方法 登録申請書に必要事項を明記の上、郵送・ファックスまたは直接、環境課地球環境係へ。
※登録申請書は港区ホームページからダウンロードもできます。

申し込み・問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2497 FAX3578-2489

分譲マンションへ 省エネコンサルタントを派遣します

マンション共用部分の設備改修や運用改善、合意形成でのお悩み等にお応えするため、区が希望する分譲マンションの管理組合等に対し、省エネコンサルタントを派遣します(最大4回まで無料)。

申請方法 各総合支所および環境課(区役所8階)で配布する申請書に必要事項を明記の上、郵送または直接、環境課地球環境係へ。
※申請書は港区ホームページからダ

ウンロードもできます。

マンション共用部分の省エネルギー化等についてまとめた「港区マンション省エネガイドブック」を各総合支所および環境課で無料配布しています(環境課から郵送可)。

ぜひ、ご利用ください。



ガイドブック

相談例

- 相談・現況調査および省エネ提案書の作成
- 省エネ提案内容の説明、実施に向けてのアドバイス等
- 総会の合意形成に向けてのアドバイス

省エネ提案書を無料で作成



問い合わせ 環境課地球環境係 ☎3578-2498